

## 施策08 障害者福祉の充実

### 目的

- 対象** …… 障害のある市民とその家族  
**意図** …… 安心して暮らし、社会に参加することができる

### 施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



### 施策の方向

障害のある市民に対する一人一人のニーズとライフステージに応じた切れ目ない支援により、共に暮らす地域社会の充実を目指す中で、その人らしい自立した生活の実現を図ります。

### 施策のポイント

- 多様な形態の通所施設やグループホーム等の整備
- 一人一人のニーズ、ライフステージに応じた支援や障害者と家族を地域の中で支える体制づくり
- 障害児・者のスポーツ活動、余暇活動の充実
- 障害理解の推進と障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の充実

### 基本的取組の体系

#### 施策08 障害者福祉の充実

##### 08-1 包括的な支援体制の充実

##### 08-2 一人一人にあった就労・社会参加支援の充実

##### 08-3 住み続けられる地域づくり

#### 重点

##### 3 障害児・者医療的ケア体制支援事業

##### 発達障害児支援事業

##### 3 障害者の就労支援

##### 余暇活動支援の充実

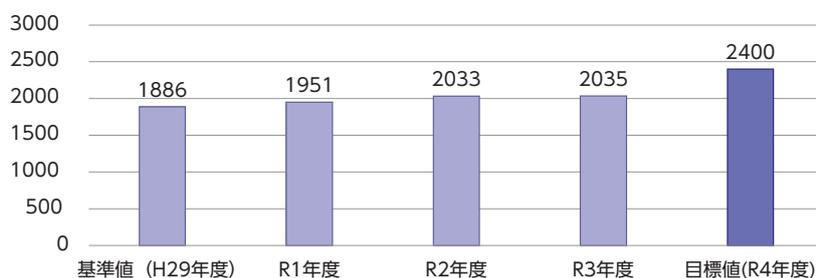
##### 3 障害者グループホームの整備

##### 3 重度障害者施設の整備

#### 基本計画事業

- 令和3年6月に「障害者差別解消法」が改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるとともに、国及び地方自治体の連携強化の責務の追加や、障害を理由とする差別を解消するための支援が強化されました。同年9月には「医療的ケア児支援法」が施行され、医療的ケア児・者やその家族への支援は、医療、福祉を始めとする多職種が連携し、社会全体で支えていくことが定められました。また、東京都は、令和4年9月に「手話言語条例」を施行し、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利を尊重し、手話について理解を深めるよう努めることとしました。これらのことから、障害の有無に関わらず誰もが安心して生活することができる社会を目指す取組が、市にも求められています。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、市民一人一人が障害者に寄り添う心を持ち、手を取り合って暮らせる共生社会の充実に向けて、「パラハートちょうふ」を標ぼうし、様々な取組を実施しています。また、令和3年度からは、毎年12月を「パラハート月間」と位置付けて啓発活動に取り組んでいます。引き続き、市民における障害理解の促進を図る必要があります。
- 障害者相談支援事業所やこころの健康支援センターの窓口等において、相談支援に取り組んでいるほか、障害者就労支援センター「ちょうふだぞう」及び就労支援室「ライズ」において、障害者の就労支援や生活支援など、幅広い支援を実施しています。また、重度障害者等のグループホームを計画的に開設する等、障害者グループホームの整備に取り組んでいます。就労支援を受けて就労している障害者が増えつつある中、令和4年の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、障害者の雇用率の算定基準が緩和される見通しであり、より多くの障害者が働ける社会を目指して、引き続き、就労支援体制の充実を図っていく必要があります。

<障害者相談支援事業、こころの健康支援センターの相談利用者数>



- 障害者の一般就労が進む一方で、離職した障害者への再就職支援が必要になっているほか、一般就労に向けた準備として、生活面や社会的スキルを身に付けることができる環境が求められています。
- 障害のある方が自分らしく、自立した生活を送り続けることができるよう、日中活動の場の確保や生きがいづくり、社会参加を促進するため、地域の中での支え合いが必要とされています。
- 障害のある方は、障害種別によって希望する医療機関の受診が限られてしまう状況があるため、障害者地域自立支援協議会において、医療と福祉の相互理解について検討を開始しています。
- 医療技術の発展や、障害福祉サービス等が充実したことで、より多くの重度知的障害者や重症心身障害者が地域で生活できるようになった一方で、これらの方を受け入れられる日中活動の場やショートステイ施設が不足しています。今後も特別支援学校の卒業生の増加が見込まれることから、新たな施設整備が必要となっています。
- 障害のある方が住み慣れた地域で安心して日常生活を送り続けることができるよう、グループホームなどの多様な居住の場を確保していく必要があります。また、障害者の高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域で安心して暮らし続けられる体制づくりが必要です。
- 障害者の地域生活の充実のため、施設等を利用していない夕方以降や休日などに、余暇を楽しむことができる場や機会の確保が必要です。

08-1 包括的な支援体制の充実

◆相談等支援体制の強化

基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所のほか、こころの健康支援センターや、子ども発達センター等と情報や課題を共有するなど、連携体制を強化するとともに、相談支援の質の向上を推進します。また、緊急時に適切なサポートが受けられるよう、相談窓口の設置、緊急時のショートステイ等、地域生活支援拠点としての機能の充実を図ります。あわせて、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応など、関係機関等と連携した障害者虐待防止の取組を推進します。

◆障害福祉サービスによる生活支援

ホームヘルプ、通所施設、ショートステイ等の日常生活の支援や、コミュニケーション支援の充実など、障害者のニーズに基づき、きめ細かなサービスを提供します。

◆医療的ケアへの支援体制の整備

医療的ケアを必要とする障害児・者への支援のため、関係機関との連携のほか、看護職による医療と福祉両面からのコーディネートやサービス事業所の受入れ、対応等の支援を強化します。また、相談支援業務に従事する職員における、医療的ケア児コーディネーター養成研修の受講を進めます。

◆障害のある家族がいる家庭への支援

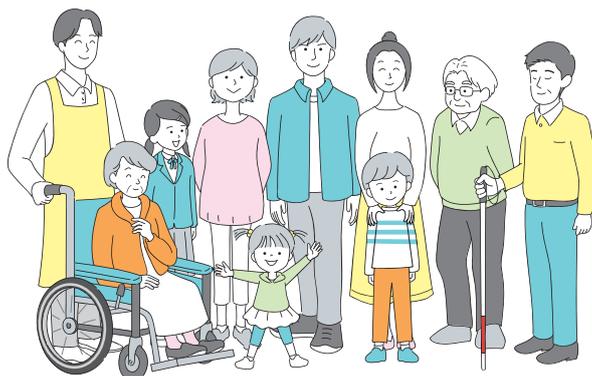
障害児・者とその家族の負担の軽減を図り、障害者とその家族が安心して暮らすことができるよう支援します。

◆発達相談及び早期療育体制の充実

障害や発達の遅れ、かたより及びそのおそれのある子どもについて、子ども発達センターを中心とする支援体制の充実を図るとともに、早期に適切な療育へつなげます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
障害者相談支援事業、こころの健康支援センターの相談者数	2,035人 (令和3年度)	2,200人 (令和8(2026)年度)
子ども発達センターの相談件数	延べ1,225件 (令和3年度)	延べ1,500件 (令和8(2026)年度)



## 基本計画事業

No.	34				重点3		
事業名	障害児・者医療的ケア体制支援事業			区分	継続	担当課	障害福祉課 子ども発達センター
事業の概要	医療的ケアを必要とする障害児・者や重症心身障害児・者と、その家族の支援のため、看護職による医療と福祉の両面におけるコーディネート等の実施や医療的ケア児支援関係機関連絡会における連携と併せて、家族の負担軽減を図るための訪問看護師による在宅レスパイト事業を行います。						
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度			
	○障害児・者医療的ケア体制支援事業の実施（相談支援、医療・福祉間のコーディネートなど）	○継続	○継続	○継続			
	○重症心身障害児・者在宅レスパイト等支援事業の実施	○継続	○継続	○継続			
	○医療的ケア児支援関係機関連絡会及び実務者会の開催	○継続	○継続	○継続			
事業費 (百万円)	6	6	6	6			

No.	35						
事業名	発達障害児支援事業			区分	継続	担当課	子ども発達センター
事業の概要	子どもの障害や発達の遅れ、かたよりについて、保護者や子ども施設からの相談に応じ、早期に適切な療育へつなげるとともに、子どもの状況に応じた専門的かつ適切な療育を行います。						
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度			
	○児童発達支援センターの運営 ・通園事業の安全で適切な療育の実施 ・緊急一時養護事業及びリフレッシュ支援事業の継続 ・発達相談コーディネーターの配置による相談体制強化継続 ・巡回支援等の子ども施設支援継続 ・障害児福祉計画（令和6年度～）の策定	○継続	○継続	○継続			
	○児童発達支援センターの運営 ・通園事業の安全で適切な療育の実施 ・緊急一時養護事業及びリフレッシュ支援事業の継続 ・発達相談コーディネーターの配置による相談体制強化継続 ・巡回支援等の子ども施設支援継続 ・障害児福祉計画（令和6年度～）の策定	○継続	○継続	○継続			
	○児童発達支援センターの運営 ・通園事業の安全で適切な療育の実施 ・緊急一時養護事業及びリフレッシュ支援事業の継続 ・発達相談コーディネーターの配置による相談体制強化継続 ・巡回支援等の子ども施設支援継続 ・障害児福祉計画（令和6年度～）の策定	○継続	○継続	○継続			
事業費 (百万円)	317	317	317	317			

### 08-2 一人一人にあった就労・社会参加支援の充実

#### ◆障害者の就労支援及び就労定着支援の充実

より多くの障害者が就労できる社会を目指し、新たな障害者就労支援拠点となる通所施設を整備します。また、障害者就労支援センターを中心に、関係機関等と連携を図り、障害者の就労と定着を支援するとともに、障害者を雇用する事業者への支援を通じて、一人一人の状況に合った働き方の実現につなげます。

#### ◆余暇活動支援の充実

重度の障害者でも運動やスポーツができる場や機会を増やすことで、障害児・者の余暇の充実を図ります。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
障害者就労支援センターの支援を受けている年度末の継続就労者数	410人 (令和3年度)	470人 (令和8(2026)年度)
通所施設を利用している障害者数	1,530人 (令和3年度)	1,700人 (令和8(2026)年度)

## 基本計画事業

No.	36	重点3				
事業名	障害者の就労支援		区分	拡充	担当課	障害福祉課
事業の概要	障害者が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に行うことで、障害者の就労の促進を図り、自立と社会参加につなげます。障害の種別や重さに関わらず、より多くの障害者が働けるよう、支援体制の充実に取り組みます。					
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度		
	○就労支援の実施 ○(仮称)ワークライフカレッジちよ うぶの開設準備	○継続 ○(仮称)ワークライフカレッジちよ うぶの開設・運営	○継続 ○継続	○継続 ○継続		
事業費 (百万円)	87	116	118	118		

No.	37					
事業名	余暇活動支援の充実		区分	拡充	担当課	障害福祉課
事業の概要	障害者が、就労や通所施設での日中活動以外で、平日夕方以降や休日などに活動できる場所や機会の充実を図ります。					
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度		
	○日中一時支援事業の実施 ○余暇活動支援事業(ほりで〜ぱ らん)の実施 ○フットサル事業の実施	○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続		
事業費 (百万円)	20	20	20	20		



<フットサル事業>

## 08-3 住み続けられる地域づくり

## ◆重度障害者施設の整備

医療的ケアを含む重症心身障害者や重度知的障害者も受入れ可能な施設の整備を推進し、社会参加の促進を図ります。

## ◆地域生活に向けた基盤整備

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な形態のグループホームの設置・運営を支援するとともに、地域における居住の場の確保を図ります。

## ◆共生社会の充実にに向けた取組の推進

障害の有無に関わらず、地域で交流しながら共生できる社会を充実させていくため、パラリンピックレガシーを継承しながら、更なる障害理解の促進や障害者差別解消法の普及啓発を推進します。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
障害者が住みやすい地域だと感じている割合	76.5% (令和4年度)	80.0% (令和8(2026)年度)

## 基本計画事業

No.	38				
事業名	障害者グループホームの整備	区分	継続	担当課	障害福祉課
事業の概要	障害者の地域での自立した生活を支援するため、グループホームの整備を促進します。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○民間グループホームの開設支援 ○重度障害者等グループホームの運営支援(4箇所)	○継続 ○継続 ○日中支援型グループホーム開設(誘致含む)の検討	○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○重度障害者等グループホームの運営支援(5箇所)	
事業費(百万円)	38	38	38	47	

No.	39	<b>重点3</b>			
事業名	<b>重度障害者施設の整備</b>	区分	新規	担当課	障害福祉課
事業の概要	医療的ケアを含む重症心身障害者や重度知的障害者も受入れ可能な施設の整備を進めるとともに、安定した運営が行えるよう支援します。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (仮称) 第2まなびや</li> <li>・施設整備</li> <li>○ (仮称) 基地跡地福祉施設</li> <li>・事業者と3市（三鷹市・府中市・調布市）の協定締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○継続</li> <li>・開設・運営</li> <li>○継続</li> <li>・建物建設（3市による財政支援）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○継続</li> <li>○継続</li> <li>・開設・運営（3市による財政支援）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○継続</li> <li>○継続</li> </ul>	
事業費 (百万円)	347	471	291	363	



## 施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

### デジタル技術の活用

- 障害者の生活の利便性向上を目指し，障害者を支援するデジタル機器の活用を検討することと併せて，障害者施設等に対して機器の活用に関する情報提供を行います。

### 共創のまちづくり

- 障害者が安心した生活を送れるよう，相談支援事業所等関係機関との連携による相談等支援体制を強化します。
- 障害者施設等や FC 東京との連携のほか，地域ボランティアも活用しながら，障害児・者の余暇活動の機会の充実を図ります。
- 障害者就労支援センターを中心に，関係機関等と連携を図り，障害者の就労と定着を支援します。

### フェーズフリー

- 避難行動要支援者名簿について，消防，警察等の関係機関や協定締結に基づく地域組織へ提供し，要支援者に対する災害時の支援体制の構築を推進します。
- 災害時における円滑な対応を実現するため，ちょうふ災害福祉ネットワークを通して障害者施設と連携します。